

# 知的ボーダーライン者に対する就労支援の必要性

○梅永 雄二（早稲田大学 教育・総合科学学術院 教育心理学専修 教授）

## 1 はじめに

障害者の就労支援の対象者は、身体障害者から始まり、知的障害者、精神障害者とその範囲は広がり、それぞれ身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得することにより、障害者雇用率の対象となっており、障害者雇用に関する助成金については、手帳を持たない統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む）、てんかん者も含まれるようになってきた。

また、2004年に制定された発達障害者支援法により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等が障害者として認められるようになり、その後障害者基本法が改正され、発達障害者は精神障害者保健福祉手帳を取得できるようになった。

しかしながら、知的障害者と定型発達者の間に位置する知的ボーダーライン者は、その特性上障害者として認められることは少なく、福祉や教育だけではなく、労働行政においても支援の対象外となっている。

知的ボーダーラインとは、IQ値が70以上85以下の者とされており、彼らの多くは教育行政において、特別支援教育の対象とみなされていない。よって、通常の小・中学校、高校、中には大学に進学する者もいるが、学校卒業後の社会参加、就労において様々なトラブルを生じている。

それらは、職業能力だけではなく、コミュニケーションや対人関係などにハンディを抱えているにも関わらず、共に働く同僚上司からは定型発達者と同じ能力を所持しているとみなされていることも大きな要因だと考える。

## 2 目的

本研究では、我が国の職業リハビリテーション行政において支援の対象となっていない知的ボーダーライン者に関する就労上の課題と支援対策について最新情報の見地を踏まえて報告することを目的とする。

## 3 方法

知的ボーダーライン者に関する研究文献をベースにその実態を調査し、我が国における知的ボーダーライン者の今後の就労支援のあり方を検討した。

## 4 結果

知的ボーダーライン者の特性として、Wieland & Zitman (2016) によると、表1に示すような実態が報告されている。

表1 知的ボーダーライン者の実態

- ・自分の知的能力の低さが露呈しないように、「普通」に振る舞おうとしたり、障害や特別なニーズを隠そうとする。
- ・世間一般も知的ボーダーライン児者に対する関心が少ない。
- ・(知的障害者に比べ)IQが高すぎるという理由で、知的障害者のための特別な支援サービスを受けることができない。
- ・知的ボーダーライン者は「うつ」などの精神科疾患を重複することが多いが、心理療法よりも向精神薬を投与されることが多い。
- ・しかしながら、通常精神科治療は、知的ボーダーライン者など認知機能の障害に対応していない。
- ・精神疾患を重複している知的ボーダーライン者を無視すると、治療期間の長期化、危機介入の必要性、有害な治療効果をもたらす。

また、Wielandらは、知的ボーダーラインに関する無理解から学校教育や就労において表2のような問題が生じることを強調している。

表2 知的ボーダーラインに関する無理解から生じる課題

- ・知的ボーダーラインおよび軽度知的障害児については学校や家族が気づかないと、支援につながりづらい。
- ・たとえ学校を何とか卒業でも、社会に出た際に理解力の低さが浮きぼりになることもある。
- ・職場において同僚上司は「なぜできないんだ、わからないんだ」と責め立て、本人も自分自身を責めて、自尊感情を弱めることにつながる。

さらに、米国では多くの知的ボーダーライン者が薬物使用障害者（アルコール依存症も含む）となる割合が高いことが報告されており、それは学校教育段階で理解されてこなかったが故の精神的プレッシャーから生じている（Baatveit・Torsheim and Hovea, 2018）。

また、宮口（2019）は少年院に在籍している知的ボーダーラインの疑いのある少年たちに対して表3のような特徴があることを報告している。

表3 知的ボーダーラインのある非行少年の特徴

【認知機能の弱さ】
見たり聞いたり、想像したりする力が弱い
【感情統制の弱さ】
感情をコントロールするのが苦手で、すぐにきれる
【融通性のなさ】
何でも思い付きでやってしまい、予想外のことに弱い
【自己理解の弱さ】
自分の問題点がわからないため、自信過剰になったり、逆に自信が喪失になったりする
【対人スキルの乏しさ】
人とのコミュニケーションが苦手
【身体的不器用さ】
力加減ができない。身体の使い方が不器用

宮口 (2019) によると、見る力が弱いとおそらく聞く力も弱く、大人の言うことがほとんど聞き取れないか、聞き取れても歪んで聞こえている可能性がある。よって、非行を犯しても反省できない、というよりは反省以前の問題ではないかと述べている。

## 5 考察

知的ボーダーライン者は、小さいころからの家庭の子育てや学校教育において、適切に対応をされていなかったことが、成人期の社会参加や就労に影響を与えていることが予測される。

とりわけ、就労においては、職業トレーニングや職業スキルの不足もさることながら就労支援機関の理解不足や企業の支援不足も大きいものとする。そのため、就労支援機関および企業の経営者や共に働く同僚や上司が知的ボーダーライン者への認識と態度に取り組む必要がある。

以下にその解決方法について提案したい。

### (1) 早期発見と早期からの支援

学校教育が始まる前の幼稚園や保育園の段階で、知能検査等を実施し、知的ボーダーラインであれば、彼らの能力に応じた特別支援教育を実施すべきである。

IQが70以上であれば、知的障害はないということになっているが、定型発達といわれるIQ85以上ではないため、認知能力に限界がある。漢字が読めない、簡単な計算ができないという状況であれば、通常教育課程についていくのは困難である。よって、知的ボーダーラインという一つのカテゴリーを設ける必要があり、彼らに必要な特別支援教育が受けられるようにすべきである。とりわけ、早期から商業体験などのキャリア教育が行われることは、成人期の職業的自立に極めて有効だと考える。

### (2) 知的ボーダーライン者に特化した職業リハビリテーションサービス

知的ボーダーライン者の職業的自立を容易にするためには、まず就労支援機関のスタッフが彼らの特性を把握し、彼らに対する就労支援を行うこと。次に、就労支援機関は企業に対して職業トレーニングとツールを提供する必要がある。そのために就労支援機関は、知的ボーダーライン者の就労のための適切なアセスメントを行う能力を身に着ける必要がある。そのためには、知的ボーダーライン者の雇用を促進するための財政的支援も検討すべきだと考える。

### 【参考文献】

- 1) Braatveita・Torsheim and Hove 『Intellectual Functioning in In-Patients with Substance Use Disorder』 European Addiction Research, Vol. 24, No. 1, pp. 19-27. (2018)
- 2) 宮口幸治 『ケーキの切れない非行少年たち』新潮社(2019)
- 3) Wieland & Zitman 『It is time to bring borderline intellectual functioning back into the main fold of classification systems』 British Journal of Psychiatric Bulletin, 40, pp. 204-206. (2016)

### 【連絡先】

梅永 雄二

早稲田大学 教育・総合科学学術院 教育心理学専修

e-mail : [umenaga@waseda.jp](mailto:umenaga@waseda.jp)